

最高裁秘書第2656号

令和5年11月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、  
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和4年7月5日受付の司法行政文書開示請求書（最高裁秘書第2363号）  
に添付されていた、大阪地裁令和4年6月28日決定

(2) 苦情の申出がされた日

令和4年12月15日付け（同月19日受付）

2 答申番号

令和5年度（最情）答申第4号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）